

津久見市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱

令和2年6月26日

告示甲第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機及び機器(以下「電話機等」という。)の普及を促進し、大分県特殊詐欺等被害防止条例(令和元年大分県条例第37号)第2条に規定する特殊詐欺等による被害防止を図るため、電話機等の購入等に要した経費に対し、予算の範囲内において津久見市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、津久見市補助金等交付規則(昭和39年規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者であって、現に居住している者であること。
- (2) 補助金を申請した日において、満60歳以上の者又は満60歳以上の者と同一の世帯に属する者であること。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (4) 同一世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。

(補助対象電話機等)

第3条 補助金の交付の対象となる電話機等(以下「対象電話機等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
- (2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するもの
 - ア 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能
 - イ 迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象電話機等の購入及び設置に要する費用の合計額に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10,000円を限度とする。

2 補助金の交付の申請は、1世帯につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、電話機等の購入後、当該年度における市長が別に定める期日までに、津久見市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請総額が予算額を超過する場合には申請締切り前であっても募集を終了する。

- (1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し(品名等が記載されているもの)
- (2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類の写し(カタログ、取扱説明書等)
- (3) 誓約書(第2号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 代理人が前項の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状(第3号様式)を提出するものとする。この場合において、公的身分証明書の写し等の提出又は提示により、本人であることの確認を受けなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、津久見市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付決定通知書(第4号様式)又は津久見市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助交付決定者」という。)は、速やかに津久見市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第8条 市長は、補助交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日告示甲第10号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和6年3月19日告示甲第11号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日告示甲第10号)
この告示は、令和7年4月1日から施行する。